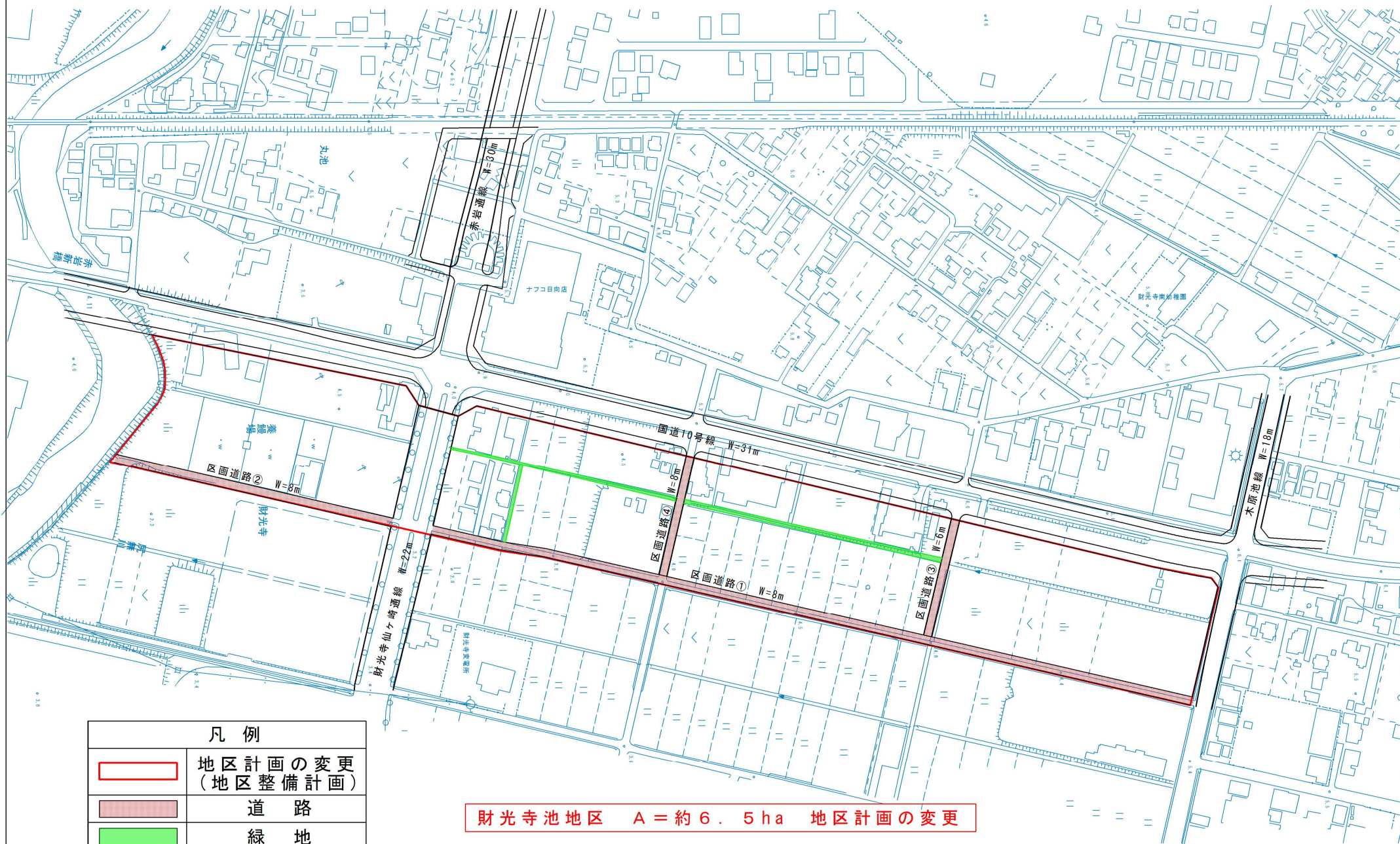


日向延岡新産業都市計画地区計画の変更（日向市決定）

財光寺池地区地区計画を次のように変更する。

名 称		財光寺池地区地区計画	
位 置		日向市大字財光寺字池、字尻無川の各一部	
面 積		約 6.5 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区の目標	<p>本地区は、日向市駅から南方約 3 km に位置し、延岡西都線（東九州自動車道）日向インターチェンジと国道 10 号線を連絡する交通結節点を含む広域交通網の玄関口である。</p> <p>このため、まちの骨格となる道路を整備し、無秩序な市街化を防止するとともに、安全性の確保、土地利用の推進、さらに周辺環境との調和を図りながら、広域交通網の玄関口としてふさわしい都市環境の形成を目指すこととする。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区は沿道商業系と工業系、また、物流施設等の多様な土地利用が共存可能でさらに、既存の住宅と区域東側に広がる農地にも配慮した市街地の形成を図ることとする。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>既存道路を有効に活用しながら、地区内の居住者や就業者の安全性や利便性の向上を図るとともに、国道 10 号線主要交差点への交通処理を円滑に行うことを考慮しながら適切に区画道路を整備する。</p> <p>地区の東側に広がる農地環境と共存し、住環境向上や防災上の観点から、緑地等を適切に配置する。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>多様な土地利用の共存や周辺環境の調和を図るため、建築物の用途の制限建築物の敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>	
地区整備計画	配置及び規模の地区施設の	道 路	<p>幅員 8 m 延長 557 m 幅員 8 m 延長 205 m</p> <p>幅員 6 m 延長 74 m 幅員 8 m 延長 74 m</p>
		緑 地	A = 約 900 m ²
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域面積	約 6.5 ha	
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 畜舎
		建築物の敷地面積の最低制限	A = 200 m ²
かき又はさくの構造の制限		<p>1. 道路に面する側のかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>鉄・アルミ・木・竹・フェンス・生垣とする</p> <p>かき又はさくの高さは 1.5 m 以下とする</p> <p>基礎を設ける場合は、地盤面からの基礎の高さを 0.6 m 以下とする。ただし、次の(イ)、(ロ)に該当するものについてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 門又は袖壁で長さが左右それぞれ 2.0 m 以下のもの</p> <p>(ロ) 垣又はさくの位置を道路境界線から 1.5 m 以上後退し、後退した敷地の部分に低木などの植栽が施されたもの</p> <p>(ただし、本地区計画に係る都市計画決定時において、現に設置されているかき又はさくで、この規定に適合しないものはこの限りではない。)</p>	

日向延岡新産業都市計画 財光寺池地区 地区計画
 計画図 S=1/2,500



凡例	
	地区計画の変更 (地区整備計画)
	道路
	緑地

財光寺池地区 A = 約 6.5ha 地区計画の変更